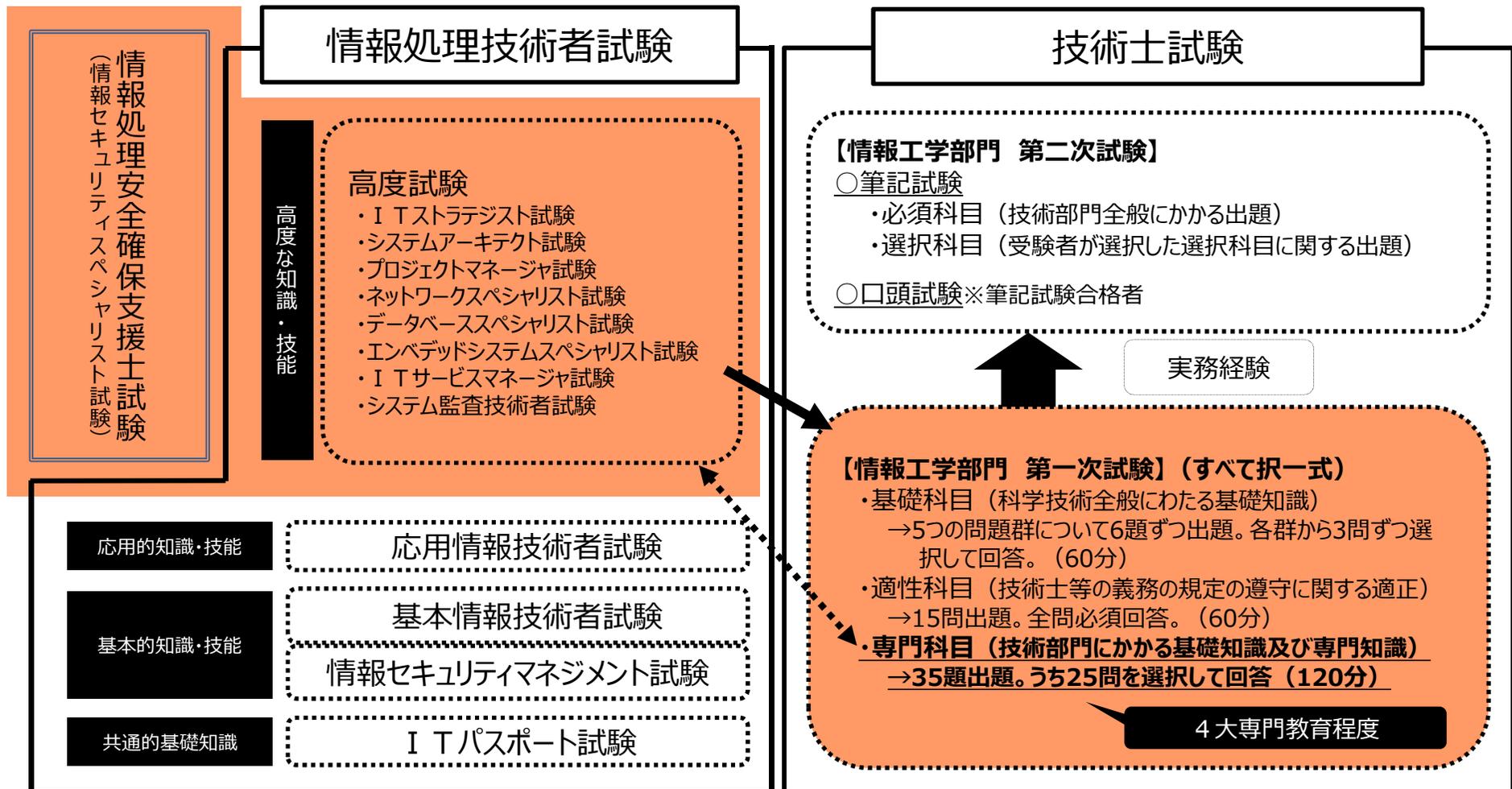


1. 技術士（情報工学部門）と情報処理技術者試験等の相互活用について

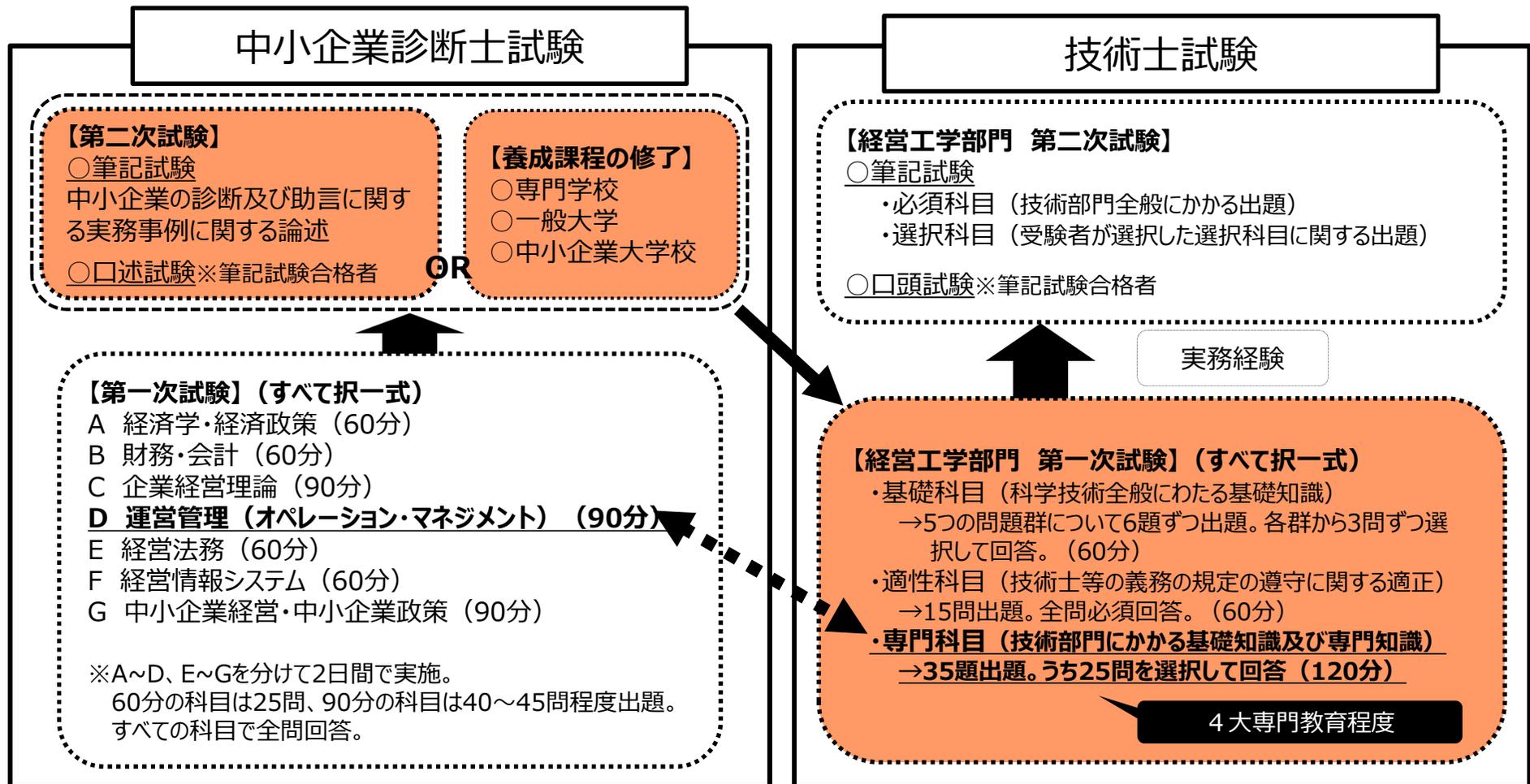
- ・情報処理技術者試験のうち、高度試験については、技術士（情報工学部門）で問われる内容と重複が見られることから、高度試験の合格者に対して、技術士第一次試験専門科目（情報工学部門）を免除する。
ただし、高度試験は、技術士試験（情報工学部門）には含まれない内容があることから、技術士（情報工学部門）取得者に対して、高度試験を免除することは困難である。
- ・また、情報処理技術者試験のうち「情報セキュリティスペシャリスト試験」が平成29年度より「**情報処理安全確保支援士試験**」として実施されることを受け、情報処理安全確保支援士試験合格者に対しても技術士第一次試験専門科目（情報工学部門）を免除する。



2. 技術士（経営工学部門）と中小企業診断士の相互活用について

中小企業診断士第一次試験科目のうち、「運営管理（オペレーション・マネジメント）」は、技術士（経営工学部門）で問われる内容と重複が見られることから、中小企業診断士第2次試験合格者又はこれに相当する者に対して技術士第一次試験専門科目（経営工学部門）を免除する。

ただし、「運営管理（オペレーション・マネジメント）」には、技術士（経営工学部門）には含まれない「店舗・販売管理」に関する内容が含まれることから、技術士（経営工学部門）取得者に対して同科目を免除することは困難である。



※平成12年以前に中小企業診断士試験に合格した者は、「工鉱業」での合格者に限る。